

日油グループ人権方針

人権に関する基本的な考え方

日油グループは、バイオから宇宙まで幅広い分野で新しい価値を創造する企業グループとして、人と社会に貢献するという経営理念のもと、「CSR基本方針」「企業倫理規範」で、「人権の尊重」を明文化し、人権尊重の取組みを推進しています。日油グループは、グローバルに事業を展開するにあたり「国際人権章典」、「国連グローバル・コンパクトの10原則」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、国際労働機関「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、「OECD多国籍企業行動指針」などの人権に関する国際規範を支持、尊重し、企業活動全体において、人権を尊重する責任を果たします。

1. 理念と目的

日油グループは、人権はすべての人びとの幸福と豊かな生活を追求するうえで不可欠であることを深く認識し、人権に関する国際規範および経営理念体系に基づき、企業活動を行う国または地域における法と規制の遵守に留まらず、人権尊重の施策を通じて人権を尊重する責任を果たします。国際的に認められた人権と各国・地域の法令に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権の原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、日油グループのすべての役員および従業員に適用されます。また、日油グループは、ビジネスパートナーおよびサプライヤーに対して、本方針を支持し、同様の取り組みへの参画を期待して継続的に働きかけ、協働して人権尊重の取り組みを推進します。

3. 人権尊重の責任

日油グループは、自らの事業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。ビジネスパートナーやサプライヤー、製品供給において人権への負の影響が引き起こされている場合には、適切な対応をとるよう求めます。具体的には、以下の内容を含みます。

- ・差別の撤廃、ハラスメントの禁止
- ・プライバシーの尊重
- ・適正な労働時間
- ・公正で公平な報酬
- ・結社の自由と団体交渉権
- ・人身売買、強制労働・児童労働の禁止
- ・労働安全衛生と健康
- ・地域社会・住民への影響

4. 人権デュー・ディリジェンス

日油グループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、予防的に調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、人権への負の影響を防止または軽減することに継続的に取り組みます。具体的には、以下の内容を含みます。

- ・負の影響が生じていないか継続的なモニタリング
- ・サプライチェーン上の負の影響の特定
- ・負の影響・リスク防止・軽減の取り組み
- ・社内外通報システムの実効性発揮
- ・ステークホルダーとの対話の促進

5. 是正・救済

日油グループは、人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその是正に取り組みます。

日油グループは、人権、企業倫理に反する・反すると思われる行為の早期発見を目的に、内部通報窓口（コンプライアンス・ホットライン）を設置しています。通報者探索、不利益取扱い、報復の禁止など通報者の保護を徹底のうえで、ビジネスパートナーやサプライヤー等社外からの利用も可能な制度としています。

6. 対話・協議

日油グループは、人権に対する負の影響が生じている場合、またはそのリスクがある場合には、関連するステークホルダーとの対話と協議を行います。

7. 教育

日油グループは、本方針に関する正しい理解が社内外に浸透し効果的に実行されるよう、適切な教育を継続的に行います。

8. 推進体制

本方針の責任者にコンプライアンス委員長を置き、本方針に則った人権尊重の取り組みを推進します。

取り組みを推進するうえで必要な対応等についてはコンプライアンス委員会で審議し、取締役会に報告するとともに、その内容を社内に周知します。

9. 情報開示

日油グループは、人権尊重に関する取り組み状況についてウェブサイトなどで開示します。

※本方針は、人権に関する知識、実務経験を有する外部専門家の助言を得ながら策定し、取締役会の承認を受けています。

制定 2021 年 11 月 1 日

改定 2025 年 7 月 30 日

日油株式会社
代表取締役社長
沢村 孝司